



新型コロナウイルス感染症の影響で  
事業活動に影響を受けている

# 神奈川県 事業者の みなさまへ

事業継続、雇用関係、納税、保険料の納付などでお困りの  
みなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2022年10月1日現在）

雇用を維持したい

小学校が休業

融資を受けたい

納税が今は厳しい

社会保険料が払えない

水道料金の支払いが厳しい

経営や資金繰り等

労働や賃金等

支援金  
・  
助成金

融資

猶予

相談

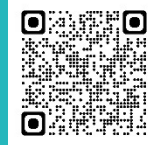
詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」

神奈川県 コロナ 総合情報 🔍

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

一部のIP電話など  
上記番号に繋がらない場合

045-285-0536

平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら 3【[経営相談に回すこと](#)】を選択してください。

支援金・助成金	雇用を維持したい	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等を一部助成 ※判定基礎期間(助成対象となる賃金締め切り期間)は、令和2年4月1日から令和4年11月30日までの期間を1日でも含む期間。申請期限は支給対象期間の末日の翌日から2か月以内	神奈川労働局職業対策課助成金センター ☎ 045(277)8815 厚生労働省 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター ☎ 0120(603)999
		産業雇用安定助成金	在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成 申請期限は支給対象期間の末日の翌日から2か月以内 ※事前に出向実施計画届を提出	
	小学校が休業	小学校休業等対応助成金	【事業主】小学校等の臨時休業等に伴い、保護者となる労働者に有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主へ助成金を支給 ※助成金支給対象:令和4年7月1日～令和4年9月30日において取得した休暇 ※令和4年10月～11月は日額上限額を変更して実施	厚生労働省 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎ 0120(876)187
		小学校休業等対応支援金	【委託を受けて個人で仕事をする方】小学校等の臨時休業等に伴い、契約した仕事ができなくなった個人に支援金を支給 ※支援金支給対象:令和4年7月1日～令和4年9月30日において仕事ができなくなった期間 ※令和4年10月～11月は支給額を変更して実施	
融資	融資を受けたい	神奈川県中小企業制度融資	コロナ禍において原油価格高騰等に直面した中小企業者等を対象とした「原油・原材料高騰等対策特別融資」や、「コロナ新事業展開対策融資」、「伴走支援型特別融資」等の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等を対象とした融資を、金融機関を通じて実施。信用保証料の補助あり	最寄りの民間金融機関 神奈川県信用保証協会各店
		日本政策金融公庫の融資	【低利融資】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施	日本政策金融公庫各支店
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	収入の減少などで国税・県税の納付が困難な場合は、納税を猶予する制度あり	国税:各税務署 県税:各県税事務所
	社会保険料が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料等の納付を猶予	各年金事務所
	水道料金の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払い猶予が受けられる場合あり	各水道局等
相談	経営や資金繰り等	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内	新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル (公財) 神奈川産業振興センター ☎ 045(633)5200
	労働や賃金等	労働相談	解雇や退職、賃金、労働時間などについて、労働者や事業主からのご相談を受付	神奈川労働局総合労働相談コーナー ☎ 045(211)7358 かながわ労働センター ☎ 045(662)6110ほか コロナ労働相談110番 ☎ 045(662)8110